

宗像市私立幼稚園障害児教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する改め文

宗像市私立幼稚園障害児教育振興事業補助金交付要綱（平成20年宗像市告示第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、当該年度の5月1日現在において」を削り、同条第2項各号を次のように改める。

(1) 特別児童扶養手当の支給対象児

(2) 特別児童扶養手当の支給対象児ではないが、医師の診断書、児童相談所の判断書等により、その状態が特別児童扶養手当支給対象児相当であると認められる者

第4条第2項中「当該年度の5月1日現在において当該私立幼稚園に在籍する前条第2項に規定する障害児の人数に5万円」を「当該私立幼稚園に在籍する前条第2項に規定する障害児の在籍月（8月を除く。）数に68,000円」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の宗像市私立幼稚園障害児教育振興事業補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

宗像市私立幼稚園障害児教育振興事業補助金交付要綱(平成20年宗像市告示第63号)新旧対照表

改正案

現行

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次項に規定する障害児が在籍する市内の私立幼稚園の設置者とする。

2 補助の対象となる園児は、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当し、教育上特別の支援を必要とする障害児とする。

(1) 特別児童扶養手当の支給対象児

(2) 特別児童扶養手当の支給対象児ではないが、医師の診断書、児童相談所の判断書等により、その状態が特別児童扶養手当支給対象児相当であると認められる者

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、当該年度の5月1日現在において、次項に規定する障害児が在籍する市内の私立幼稚園の設置者とする。

2 補助の対象となる園児は、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当し、教育上特別の支援を必要とする障害児とする。

(1) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する障害の程度並びに障害のある児童生徒の就学について(平成14年5月27日付け14文科初第291号)に定める障害の種類及び程度に該当する園児

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第288号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けた障害児又は身体機能に障害を有すると専門医師が診断した園児

(3) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた障害児又は精神発達遅滞のため専門の療育機関に通所している園児又は精神発達の程度に遅れがみられると児童相談所等の判定機関若しくは医師が判定した園児

(4) 病弱又は身体虚弱で、その状態が長期にわたる生活規制を必要とする程度であると医師が診断した園児

(5) 身体障害、知的障害等が伴う言語障害のために専門機関に通所している園児又は言語機能に障害を有すると医師が診断した園児

(6) 知的障害、病弱等が伴う情緒障害のため専門の療育機関に通所している園児又は情緒障害を有すると医師が診断した園児

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 略

2 補助金の額は、当該年度の5月1日現在において当該私立幼稚園に在籍する前条第2項に規定する障害児の人数に5万円を乗じて得た額を限度とし、予算の範囲内の額とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 略

2 補助金の額は、当該私立幼稚園に在籍する前条第2項に規定する障害児の在籍月(8月を除く。)数に68,000円を乗じて得た額を限度とし、予算の範囲内の額とする。